

2020年6月27日

## 登録美術品の対象拡大の検討に関する意見

古田亮

登録美術品制度に存命中の作家の作品を追加することについては、概要に「令和2年度の税制改正において、登録美術品の範囲に制作者が生存中である美術品を追加することとされた」と説明され、その具体的な内容として「適用対象となる登録美術品の範囲に制作者が生存中である美術品のうち一定のものを追加」とあります。

これが実施されることを前提として、実際に適用対象が「現在の美術品」に及んだ場合の問題点は、すでに資料5の「視点について」で明瞭に示されています。

以上を踏まえて意見を求められた場合、「一定の」という基準・要件を検討することであると受け取りました。そして、「視点について」では具体的に4つの基準が提案されています。

- ・作家の芸術選奨文科大臣賞等の受賞歴
- ・世界的に評価の高い芸術祭への招聘実績
- ・国内 外の国立美術館における作品所有
- ・国立館等における当該美術品の公開実績

以上は、3項目が作家の評価に関すること、1項目が作品の評価に関することに分かれています。私見では、美術品の登録に関する基準なので、作家の実績ではなく、当該美術品に関する基準・要件のみを検討すべきだと思います。つまり、前記3項目は不問とし、「国立館等における当該美術品の公開実績」に加えて、たとえば当該美術品に関する十分に客観的な学術的文献によってすでに作品価値が評価されていることなどが考えられます。大きな展覧会や芸術祭に出品されていれば必ずカタログなどで評価されているでしょう。そのような客観性や学術性を持った基準について検討すべきだと考えます。